

お知らせ

有害鳥獣の捕獲を実施

有害鳥獣の捕獲を実施

入山時にはご注意ください

有害鳥獣とされるイノシシ・シカによる農作物の被害を防止するため、町内山間部などにおいて、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

【実施期間】4月1日～平成30年3月31日

町産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

お知らせ

税の申告受付

確定申告の受付は

3月15日(水)まで

町民税・所得税の確定申告の受付は、3月15日(水)で終了します。まだ申告が済んでいない方は早めの申告をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税・消費税・贈与税などの申告書を自宅のパソコンで作成し、提出することができます。

また、「e-Tax」を利用すればさらに便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

HP <http://www.nta.go.jp/>

確定申告

▲「e-Tax」で申告を行う井上町長。

桂川町重度心身障害者タクシー利用券

重度心身障害者タクシー利用券申請をお忘れなく

桂川町健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【受付日時】4月3日(月)以降の役場開庁日時

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

【持参物】○身体障害者手帳(療育手帳) ○印鑑

【対象】平成28年度が非課税世帯で、次のいずれかに該当する人

- 視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級)
- 下肢または体幹機能障害(1・2級)
- 内部機能障害(1級) ○療育手帳(A)

※老人施設・身障等施設入所者は対象外

お知らせ

平成29年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿

土地・家屋価格等縦覧帳簿を公開します

町税務課 税務係 ☎65・1076

土地・家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できます。ただし、償却資産は縦覧できません。

【日時】4月3日(月)～5月1日(月)の役場開庁日時

【場所】税務課 税務係

【縦覧できる人】固定資産税の納税者

お知らせ

軽自動車等の登録・廃車手続

軽自動車等の廃車手続は

3月31日までに

町税務課 税務係 ☎65・1076

軽自動車等は、主な定置場で4月1日現在、譲渡・廃棄しても、廃車の手続をしないと、毎年税金がかかります。また、転出するときは、住所変更が必要です。

【対象車種と手続先】

車種	手続先	問合せ
原動機付自転車	桂川町役場税務課	☎65・1076
軽自動車	軽自動車車検協会	☎050・3816・1753
	125ccを超え 250cc以下のバイク	全国軽自動車協会連合会
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局 福岡運輸支局	☎050・5540・2080

【転出・譲渡・廃棄に必要な書類】

- ナンバープレート ○標識交付申請書 ○印鑑 ○身分証明書
- ※盗難による廃車の場合は、警察署に盗難届を提出してください
- ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です